

射水市子ども条例の一部改正について

1 改正内容

- (1) 射水市こども計画において、「子ども」は18歳未満の者、及び「こども」は心身の発達の過程にある者としている。射水市子ども条例の表記についても計画に合わせて「こども」に統一し、「心身の発達の過程にある者」と定義する。
- (2) 射水市こども計画の策定により、条例に表記されている「射水市子どもに関する施策推進計画」及び「射水市子ども施策推進委員会」が、「射水市こども計画」及び「射水市こども・子育て会議」にそれぞれ含まれることとなるため、当該計画及び組織の名称について改正する。

※ 射水市子ども条例の改正、射水市こども計画の策定に合わせ、「射水市こども・子育て会議設置要綱」についても、下記の通り改正を行う。

- ・「子ども」を「こども」に修正
- ・会議の所掌事項に「射水市こども条例に基づくこどもの権利に関する施策の推進に関すること」を追記

2 各計画における根拠、設置委員会等

計画名	根拠	設置委員会、会議体
射水市こども・子育て支援事業計画【R2～R6】	子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（射水市子どもの未来応援計画【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項】を一本化）	射水市こども・子育て会議
射水市子どもに関する施策推進計画【～R6】	射水市子ども条例第10条に基づく計画	射水市子ども施策推進委員会（射水市こども条例第11条に規定）



R7 から上記2計画を一本化

射水市こども計画【R7～R11】	こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」	射水市こども・子育て会議
------------------	--------------------------------	--------------

3 今後の予定

射水市議会3月定例会に上程し、射水市こども計画に合わせ令和7年4月1日から施行する。